

■ 第 1 セッション ■

少数民族研究からみる南部中国社会



報 告

秦 兆 雄



コメント

曾 士 才

塚 田 誠 之

西 澤 治 彦



自由討論・質疑応答

座 長

瀬 川 昌 久

コーディネーター

高 明 潔

.....
2006年7月15日

●座長（瀬川）— 第1セッションを始めたいと思います。私は第1セッションのレフェリーとして笛を吹かせていただきます、瀬川でございます。

基本的には、どのような発言をされてもレッドカード退場はなしということでございますので、くれぐれもワールドカップ決勝みたいな「頭突き」のないように、みなさん楽しく、学術的に意味のある議論を展開していこうと思います。

このセッションは、「少数民族研究からみる南部中国社会」というタイトルです。中国南部に少数民族がたくさん住んでいるということは、みなさん言わなくてもわかっている事実ですから、このことを踏まえたうえで南部社会を考えると、少数民族研究という手段がいったいどういう意味を持つのかということ、外側から考え直すような視点も含めて議論していければと思います。

それでは、早速ご報告に移らせていただきます。秦兆雄先生のご報告、よろしくお願いいたします。

◆第1セッション報告◆

都市と農村から見た中国社会の境界

秦 兆雄

<神戸市外国語大学>

一 問題意識

周知の通り、中国は正式には56の民族から構成される多民族国家である。しかしながら、日常生活の中では、人々にとって民族の違いよりも、むしろ「戸口制度」による「城鎮戸口」と「農村戸口」という社会身分の区別の方が、社会的地位や政治的な利益などと密接に関わる重大な現実問題である。この区別は必ずしも経済的な格差と一致しない。例えば、「城鎮戸口」と「農村戸口」との格差により、両者間の通婚はしばしば異なる民族間の通婚より難しく、「城鎮戸口」同士や「農村戸口」同士の通婚は比較的容易である。李も指摘したように、都市と農村の通婚に関して法律上の制限はないが、都市と農村という二元的な社会構造がそれを実質上不可能にしてしまった（李1993：119）。

私は、1995年以来、主に湖北省で行なってきたフィールド調査において、都市と農村の格差から中国社会を分析し、その視点の重要性について、次のように指摘した。

「中国を語る時、人類学者の多くは漢族と少数民族という視点から中国人を区別しがちである。しかし、私のような農村出身者から見れば、全ての中国人は民族を問わず、『戸口制度』によって『城鎮戸口』と『農村戸口』という二つの大きなカテゴリーに区別されていることにこそ注目すべきである」（秦1995：89）。

その後、私は「戸口制度」に象徴される都市と農村の格差を、中国社会全体を分断する二元構造として捉え、その形成要因について従来の研究を踏まえながら、文化史的な視点から再検討してきた（秦1998）。

本発表も都市と農村の二元構造に着目し、その二元構造が民族問題と比較しても中国社会の構造分析においてきわめて重要な視点であるということを指摘する。また、この視点は少数民族研究とクロスオーバーし、漢族対少数民族の問題を相対的に捉え直すことにも有効であると考えられる。なお、ここでいう都市と農村は漢族社会に限らず、少数民族社会も含む。

二 「戸口制度」とは何か

「戸口制度」とは、1958年1月9日に中央政府が公布した「中華人民共和国戸口登記条例」に基づいて実施された制度である。それは民族と関係なく、全ての国民を「城鎮戸口」と「農村戸口」という二種の戸籍に区分する国家政策に基づくものである。当時たまたま都市に居住していた者が「城鎮戸口」、農村に居住していた者が「農村戸口」に区分された。この制度の本来の目的は、毛沢東の「最高指示」により強制実現された人民公社化の過程で、農村の人口を都市に流出させないことにあった。

しかし、その条例が施行された結果、「城鎮戸口」は「単位（所属機構）」から給与が支給されるのみならず、「単位」を通して、国家から一定量の食糧などの生活必需品や住宅が市場より安い価格で提供され、医療費用の全額ないし一部が免除され、あるいは子弟の教育や就職などに有利な扱いを受け、農村よりも豊かな社会保障を享受することができるようになった。彼らの戸籍は公安局（警察署）に厳重に保管され、そこから身分証明書に相当する「戸口簿（戸籍簿）」が発行される。「戸口簿」は他人に貸し出すことはできず、本人しか使用できない。

一方、「農村戸口」とは、原則として農村に居住し、農作物を生産し、その農作物で生活する人々を指す。彼らは「城鎮戸口」のように国家から生活用品や住宅の提供を受けたり、医療費の免除などの社会福祉を享受する権利を有しないばかりでなく、大学や専門学校の入学や国営企業への新規採用などの僅かな例外を除けば、都市に居住、就学、就職する権利もなく、農村で自給自足の生活をしなければならない。「城鎮戸口」と異なり、「農村戸口」の戸籍は警察署ではなく、農村の幹部によって管理されている。

「戸口制度」の実施により、「城鎮戸口」と「農村戸口」はそれぞれ都市と農村に固定され、しかも年月が経つに伴って各々の子孫によって自動的に受け継がれる世襲的な身分制度になってしまった。毛里が指摘したように、農村から都市への人口移動が極端に制限されている状況下においては、「城鎮戸口」は就職機会をめぐる特権と化している（毛里 1984：273-274）。通常、「城鎮戸口」の子供は生まれつき都市民として都市で暮らす権利が保障されているが、「農村戸口」の子供は生まれつき農民であり、都市で職業や居住地及び学校教育を選択する権利がない。生活水準の格差も含めて、このような都市と農村との間に存在している差別は中国では「城郷差別」と呼ばれている。従って、「戸口制度」が実施されて以来、中国の農民は「農村戸口」の身分から、「城鎮戸口」に身分が変更されることを願っている。

しかし、人民公社時代にはそれは簡単なことではなく、しばしば都市民が外国に出国することより、もっと難しかった。当時、「農村戸口」から「城鎮戸口」に移ることができる唯一の手段は、通常、人民解放軍に入隊するか、都市部の工場などが募集する仕事につくことだったが、そのようなチャンスは非常に少なく、しかも一部の特権階級に限られていた（秦 2005：70-73）。また、毛沢東の「最高指示」により、多くの知識人や知識青年などが農村に下放されたり、労働改造を強いられ、さらして、「城鎮戸口」から「農村戸口」に強制変更されていた時期もあった（秦 1998：54）。

人民公社解体と改革開放以後、「戸口制度」は徐々に緩和されてきた。例えば、1977年の大学入

試制度の復活により、農村出身の合格者は「城鎮戸口」の身分を獲得でき、また経済の自由化に伴って農民の都市への出稼ぎが次第に認められるようになった。但し、出稼ぎ農民は都市で経済的な大成功の奇跡を起こさない限り、都市民が有する居住権を得られず、公費医療・教育制度などの社会福祉を享受できない。しかも政府の都合により、しばしば公安局によって強制的に出身村まで送り返される。

現在、経済発展が急速に進んでいる広東省のような沿岸地域や、奇跡的な工業化を成し遂げた河南省南街村（秦 2000）のような一部の内陸農村地域では、工業化と都市化の進展により都市と農村の格差及び「城鎮戸口」と「農村戸口」の区別は殆どなくなりつつある。また、改革の進展に伴い、都市部では一部の「単位」が所属する構成員に対して住宅や医療などの社会福祉を減らす、という変化も見られるようになった。しかし、社会全体においては「戸口制度」自体は依然として職業、就職、消費財配給、教育、医療及び社会福祉など様々な制度と深く結びついており、衣食住をはじめ、国民の人生と生活様式を規制する極めて重要な制度であり続けている。従って、この制度に注目して分析することは、依然として中国社会の理解において重要な視点である。

三 「戸口制度」と伝統的社会秩序

拙稿（秦 1998）で論じたように、人民公社解体後、労働力市場が発生し、農村の出稼ぎ人口が都市へと大量に流れ込んだため、その有効な対策が求められ、それまで主に農民の都市流入を厳しく制限してきた「戸口制度」の機能、形成要因及び改革の方向性などに関する研究が活発になった。先行研究は、主に労働力移動など人口移動や経済体制及び都市と農村の関係などの視点から「戸口制度」の内容と特徴、形成及び存続の要因、歴史的な変遷及び改革の方向性などを論議してきた。しかし、なぜ「戸口制度」が新中国（中華人民共和国）で形成されたのか、さらに改革開放政策が実施されて 30 年近く経過しているのに、なぜそれが未だに根本的に改革されないのかという大きな問題に関する議論はまだ不十分である。

まず、「戸口制度」の形成要因は工業化を優先し、資金不足を解消するための措置だという論点が多い（前田 1993 : 27 ; 小島 1997 : 63-65 ; 王 1996 : 1201-1204 ; 李 1993 : 115-116 など）。しかし、朝鮮戦争以来、中国は北朝鮮を初めとする第三世界諸国に対する長期的な経済援助で膨大な資金を海外に流出させてきた。その資金源の一つは農村からの「収奪」であった（小島 1997 : 57-63）。自国の工業化を最優先するのであれば、農民から「収奪」した資源を主に資金不足にあえぐ自国の工業分野にこそ投入するべきであって、対外援助につぎ込むべきではなかったであろう。

また、人民公社が外流する農民を農村に引き留める「容器」として機能したと説明する研究者（前田 1993 : 30 若林 1996 : 111）もいれば、集団農業制度という統制経済体制と一党支配的な政治体制を維持するためには、「戸口制度」などで農民をその体制の中に縛り、管理・監督・制限しなければならないと論じる研究者（張 1997 : 21）もいる。確かに人民公社制度の維持が「戸口制度」を生み出した大きな要因である。しかし、このような機能的な解釈は、なぜ都市民を農民より優遇する必要があり、また人民公社解体後、様々な批判を受けているにも関わらず、「戸口制度」を根本的に改革し、農民に対する不平等な規定を廃止しようとししないのか、という疑問に対して、十分な説明ができない。

このような疑問を論理的に説明するために、伝統文化と政治制度から分析する視点が必要不可欠である。かつて岡田英弘が指摘したように、中国の伝統的な都市の特徴は城壁に囲まれていることであり、城郭都市こそが都市であった。そして、「いかなる民族の出身であれ、都市に住み着いて、

市民の戸籍に名を登録し、市民の義務である夫役と兵役に服し、市民の職種に応じて規定されている服装を着るようになれば、その人は中国人、「華夏」の人だったのであって、中国人という人種はなかった。その意味で中国人は文化上の観念だというのである」（岡田 1983 : 73）。実際、都市市民を指す言葉「城里人」と農民を指す言葉「郷下人」は古くから存在し、現在でも都市と農村の境界を明確に区別するニュアンスをもっている。

歴史上、伝統的な都市と農村の構図は権力者及び都市民にとって理想的な秩序であった。この秩序があったからこそ、都市には中華思想が生まれ、同時にこの秩序を維持するために常に農民の都市流入を制限しなければならなかった。社会主義や共産主義社会を理想とする共産党ですら政権を獲得してから、無意識にまたはやむを得ずこの伝統文化を活用しなければならなかった。即ち農民革命によって生まれた新中国でも、「戸口制度」が明文化された制度として成り立ち得た大きな要因は、単に工業化を優先し、資金不足を解消するためだけだったわけではない。歴史上、都市とは政府の所在地、権力の中心地であり、農村とは常に都市に必要な農作物及び労働力を提供する場所に過ぎず、絶対多数の農民が少数の都市民を養い、支えてきたという伝統の影響も大きい。しかも、新中国が共産党政府の指導によっていかに理想的な社会主義国家に生まれ変わったかを効果的に宣伝するためのモデルが必要とされた。都市は、閉鎖社会であった農村とは異なり、開放的で、対外交流が保たれたこともあり、その宣伝のための恰好のモデルだった。そのために少数の都市民に対する優遇措置を採る必要があったのである。また、このような政治的な目的を達成し、権力をさらに強化するために、都市の反対勢力や失業者及び犯罪者を農村に送り込み、しかも彼らの都市戸籍を抹消することにより、モデルとしての都市を「浄化」して、社会主義国家のイメージ向上に役立てることもできた。これもやはり人民公社解体後、大量の出稼ぎ農民が都市になかなか受け入れられず、農民を束縛する「戸口制度」が依然として存続する大きな要因だと考えられる（秦 1998:58-59）。この意味で、中国大陸では香港返還以前に都市と農村の間に既に「一国二制度」が存在しており、中国は未だに近代国民国家ではないと言えよう。

四 漢民族対少数民族と都市民対農民の境界交差

伝統中国にはもともと「民族」という概念はなかった（注1）。「民族」という言葉は、日本人が英語の nation を和訳したもので、清末の啓蒙思想家梁啓超により 1899 年頃中国に導入された外来語である。それ以後、国家統合の政治概念として一般的に使われるようになった。即ち、民族という言葉と概念は、近代以後、欧米及び日本の影響を受けた舶来品であり、都市民と農民を区別する「城里人」と「郷下人」という土着の古い言葉と概念に比べて、ずっと新しいものである。

中国民国初期には欧米の影響を強く受けた孫文が「五族共和」の政治スローガンを唱え、漢族、満州族、モンゴル族、回族及びチベット族による共和政体樹立を目指していた。この国家統合の戦略は中華人民共和国にも引き継がれ、主に五十年代にソ連の影響を受けて行われた民族識別工作政策により、漢族と 55 の公認された少数民族から中華民族が構成されているという公式見解へと発展してきた。即ち、伝統的な「城里人」と「郷下人」の分類は「民族」という舶来の概念によって無理やりに再分類され、その過程で漢民族対少数民族の二項対立が生まれた。

民族識別政策以来、民族学者または人類学者は、しばしば漢民族対少数民族という構図で中国社会を研究するようになった。また、漢民族は人口的に絶対多数を占めているので、研究者の中には漢民族を強者、少数民族を弱者として論じる傾向も見られる。しかし、都市対農村という構図から、農民の立場に立つてみれば、政府の民族政策により、日常生活の中で少数民族が漢族の農民よりも

優遇されている傾向が見られることは明らかである。

まず、政治的、経済的、社会的な利益に関して、県または自治州レベルから中央政府に至るまでの各級政府には主に少数民族のエリートから構成される民族事務委員会があり、鎮から中央政府までの各級人民代表大会には少数民族代表の枠が必ず設けられていて、彼らは少数民族の代弁者として自分自身の利益をある程度守ることができる。しかし、漢民族の農民の場合、解放初期に組織された農民協会はその後解体され、人民公社以後、各級政府には農民協会もなく、各級人民代表大会に農民の代表者はいない。1987年「中華人民共和国村民委員会組織法」(試案)が採択されてから、一部の地域では村幹部の選挙が行なわれるようになったが、その制度はまだ十分機能していないので、現段階では農民は自らの利益代弁者を選ぶことが難しい(秦 2005:79-83)。

次に教育に関して、政府は1950年代に10校の民族学院(大学)を創設し、少数民族の子弟教育及び幹部養成のために大量の資金を投入してきた。しかし、農民の子弟教育と幹部養成を対象とする農民大学は未だに創設されていない。小島が指摘したように、「初等教育、中等教育も都市では政府の費用で行われているのに、農村では人民公社の費用で行われたので、それだけ農民の負担が増加したことになる」(小島 1997:40)が、人民公社解体後も農村の教育費用は原則として農民自身の税金で賄われている。また、大学入試において、少数民族の子弟に対する合格点数を全国平均点数より低く設定する政策は全国的に実施されている(注2)にもかかわらず、そのような優遇政策は漢族の「農村戸口」には適用されていない。逆に、一部の地域では「農村戸口」の受験者の合格基準は、「城鎮戸口」の受験者のそれよりも高く設定されるとの差別的な規定もしばしば見受けられる(舟 1988:11)。従って、都市民だけでなく、少数民族と比べても、教育水準が極めて低い漢民族の農村子弟が国家試験に合格することは非常に困難なことである。地域によって合格率が異なるが、全体として「農村戸口」子弟の大学への進学率は極めて低い。

また、計画出産政策や火葬政策などに関しても、漢民族全体に比べて、少数民族の方が優遇されている。即ち、殆どの少数民族は人口数や宗教などの理由で、政府が強制的に実施している一人っ子政策や火葬政策(注3)を遵守しなくてもよいが、漢民族の農民は労働力不足や伝統習慣などの理由があっても、そのような政策に違反することは許されない。

このような少数民族優遇政策により、多くの漢民族に区分された「農村戸口」はもちろんのこと、「城鎮戸口」も少数民族へと「民族籍」を変更したがる現象が一般的に見られる。周知のように、漢民族の社会で、もし親の片方が既に公認された少数民族の出身者または関係者であるという歴史的な事実を立証すれば、当事者は通常、それまで区分された漢民族の「民族籍」を少数民族へと積極的に変更するように働きかけるであろう。劉正愛(2006)が調査した満州族の事例からも分かるように、少数民族識別と優遇政策が施行される以前には、様々な諸事情により、少数民族であっても、自らを漢民族であると主張していた者が、それ以後は積極的に少数民族と名乗るようになった事例もある。

また、白族の場合、許焯光は抗日戦争中に雲南省の西鎮で調査した時、住民が「自分の祖先は南京から来た」と語り、「自分達を漢族の末裔だ」と強く主張したこと、かつ彼らが他の地域の漢族に比べても漢化が進んでいたことから、彼らを漢族と見なし、その地域文化を中国全体の典型として描いた(Hsu 1967:17-18)。許焯光の著作は1948年に初めて出版されて以来、漢民族の民族誌として広く読まれてきた。しかし、リーチは1982年に、ほぼ同じ時期に同じ地域で調査し、住民を「民家人」として報告したフィッツジェラルド(Fitzgerald 1941)の研究に基づいて、許焯光を批判した(リーチ 1985:156-158)。「民家人」は新中国の国家政策により、1956年に白族として初めて正

式に識別され、公認され、様々な優遇政策を受けるようになったが、最近西鎮を追跡調査した段の報告によると、住民達の移住先や集団形成および社会的地位の複雑さゆえに、彼らの多くは漢族と白族という二重のアイデンティティを持っているという（段 2004 : 39-45）。即ち、民族のアイデンティティは固定的なものではなく、歴史や、文化、政治、社会、経済などの諸事情により、常に変化しており、そこには多様性や多重性、流動性、曖昧性などの特質を呈している。

五 大伝統と小伝統の相互関係

歴史上、漢民族の農民や少数民族は都市社会の周辺に位置づけられ、教化される対象であり、民国時代から人類学や民族学などの研究対象とされてきた。少数民族に関しては、これまで研究者達は各少数民族の漢化程度だけではなく、それぞれの文化の独自性も認めた上で、識別工作を行ったり、「中原」と周辺という視点から漢民族対少数民族の構図や相互影響を捉えたりして、研究してきた。

それに対して農民社会に関しては、研究者の間で大伝統と見なされる都市社会が常に小伝統と見なされる農村社会に影響を与えるという一元的な思考傾向が見られる。例えば、仁井田は「儒教倫理は農民の生活にも浸透し、家族の統合性、親和的結合に直接に貢献した（仁井田 1952 : 122）」と述べている。また、聶（1994）も儒教の理念は歴史上書物や演劇、庶民文芸などのルートを通して農民社会に浸透していたと一方的に論じている。

しかし、実際には、加地が指摘したように、霊の存在を認め、それを骨と同一化する感覚は、世界中至るところに昔から現在に至るまで見られ、「この感覚を掬い上げ、みごとに理論化し、さらに体系化したのが、実は儒教なのである」（加地 1995 : 8）。即ち、農耕民族としての漢民族社会においては、儒教は庶民の死生観に基づいて人々に納得できるように論理的な説明を行なって成功したものである。言い換えれば、農村社会の文化は都市社会の文化が形成される基礎であり、根源なのである。

また、20世紀の中国における共産党の武装革命や人民公社制度の創立と解体、改革開放の起源などは農村で起こったものであり、「農村包圍城市（農村が都市を包圍し、リードすること）」の道を歩んできた。いずれも農民の知恵と創造力がなければ、成功しなかったといえよう。

現在、民族問題も「三農（農村・農業・農民）」問題も深刻である。上述のように、政府は少数民族優遇政策により少数民族の分離独立や対立不満などの問題を緩和しようとしているが、「戸口制度」がもたらした「城郷差別」の現状から見れば、「三農」問題に十分取り込んでいるとは言えない。例えば、急速な都市化により、多くの良質な農地が収用され、数千万人規模の農民が土地を失い、しかもしばしば十分な経済的な補償も得られず、最低保障を訴える先もないといった状況におかれている。また、「義務教育法」は1986年によりやく公布されたが、実際多くの農村地域では財政難により施行できないため、現在でも大量の非識字者が農村地域に集中しているのが現状である（注4）。また、日常生活の中では、「文字を識らないということがイコール文化をもたないという意味につながる」（井口 1999 : 17）ため、多くの都市民は依然として農民を「文化」を持たない「二等公民」として見なしている。その結果、「戸口制度」が施行されて以来、都市と農村の二元構造は経済の市場化、人口の都市化だけではなく、政治の民主化に対しても障害となっている。革命以後の一連の民主化運動が失敗に終わった一因は、一部の都市民、特に知識階級や学生達の努力が広大な農村部の利害と結合せず、またそれ故に農民の支持を得ることができなかったことにもある。従って、政府が真の「和諧社会（調和の取れた社会）」を目指すなら、都市民と農民の利益格差に配慮し、「戸

口制度」をさらに改善すべきである。そのためには、農村部における教育水準を向上させると同時に、都市民自身の意識改革も必要とされる。

六 結び：中国人類学者の責任と課題

都市民の意識改革に関しては、中国知識人、特に人類学者は大きな責任をもって取り組むべきではあるが、国内の歴史的、政治的状況や学問自体の限界などによりその問題意識を共有することはまだ不十分であると思われる。

伝統的な知識人の特徴について、費孝通は批判精神に富んだ若き時期（民国時期）に、次のように厳しく批判した。「彼らは政権を獲得して自分のものにしようとする革命者ではなく、むしろ政権に屈服して自己安全を獲得し、少しばかりの「皇恩（皇帝の恩恵）」を受けるために権勢に阿る幫間と共犯者であるに過ぎない」（費 1948：38）。即ち、歴史上、中国知識人は皇帝の統治を支持して、儒教の倫理道徳に関する知識の担い手として被支配階級の農民や弱小民族を一方的に教化する役割を果たしてきた。彼らは自らの地位と利益を守るために、上の皇帝の絶対的な権勢に常に迎合する必要はあったが、下の教化すべき農民や弱小民族を他者として理解しようとする平等意識や研究姿勢は必要なかった。もちろん、伝統的な知識人の問題意識や研究目的などが個人により異なるのは言うまでもない。しかし、一般的に言えば、そのような傾向があると思う。また、筆者はこれが、中国人類学が伝統的な学問から内発的に発展し得ず、日本及び欧米から輸入されてから百年以上の歴史を有しても、未だに成熟していない主な要因であると指摘する（秦 2006：145-146）。これには歴史的、政治的な変化が関与しているが、知識人全体の自己認識と他者理解の状況もある程度関係している。

人類学自体にも、知識人とそれ以外の人々との関係に問題がある。佐々木史郎が指摘するように、近代人類学は、自民族研究、異民族研究に関わらず、都市の知識人達が非都市地域の非知識人的な社会・文化を「異文化」として観察し、そこから人類社会・文化の普遍性と個別性を探ろうとする学問だったという特徴を有していた。それを可能にしたのは、都市の知識人達が非都市地域の住民に対して権力を持ち、上から睥睨する態度で観察を行うことが出来たからで、知識人にとって農村や弱小民族地域は「植民地的」な存在でもあった。1980～90年代の人類学批判には、人類学のそのような側面に対する批判も含まれていた（佐々木史郎の私信より）。しかし、中国の人類学界ではこのような自省的な批判や自己認識が極めて不十分である。その結果、中国人類学は、伝統的な知識層が持つ非知識人を知ろうとしない、あるいは理解しようとしぬ態度と、近代人類学が持つ研究対象に対する植民地主義的態度とが重なり合って、農村研究の進展をしばしば妨げている。

費孝通をはじめとする多くの中国人類学者は、自社会研究と応用人類学が中国人類学の最大の特徴であり、責任を持って推進すべき分野であるとししばしば主張してきた。筆者も費孝通と同様、「人類学を専攻する動機は中国社会を理解する観点と方法を身につけ、その知識を用いて中国社会の発展に貢献したいということである」[Fei 1992: 12]。しかし、筆者は人類学の知識を誰（為政者の統治？調査者の業績？被調査者の利益？社会全体の発展？）のために応用するのかという大問題を見落としてはならないと自戒している。これまでの中国人類学には、農民の立場からみた農村研究は少なく、「戸口制度」に象徴されるような彼らの苦難や差別問題を正面から取り上げて、農民の立場を十分代弁するようなことをしてきたとは言い難い。最近刊行された、作家陳桂棣・春桃（2005）が調査に基づいて書いた『中国農民調査』は中国農村の悲惨現状を忠実に報告する優れたルポルタージュ文学だったが、刊行後わずか二ヶ月で発禁処分を受けてしまった。そのこともあってこの本

は全世界の注目を集めたが、これまでこのような民族誌は残念ながらまだ人類学者によって書かれていない。もちろん、このような政治問題と関連する問題に取り組む作業は、人類学者にとって昔から抱えてきたジレンマであろう。しかし、中国人類学が本当に目指すべき応用人類学とは、人類学者が文化の媒介者として人類学の知識や智恵だけではなく、『中国農民調査』の著者のような勇気と良識と信念をもって、調査研究活動に従事し、また農民の生活改善と何らかの形で結びついた内容でなければならない。さもなければ、先進諸国の人類学が帝国主義の植民地政策の手先だと非難されたように、中国の人類学者が御用学者として、また応用人類学も御用学問として都合よく利用され、翻弄され、国内政治の道具だという批判を招く恐れがあるだろう。

注1： 日常生活の中で、昔も今も特定の部族や社会集団などに対して、「漢人」や「満洲人」、「北京人」、「城里人」、「郷下人」、「族人」などのように、「～人」という自称や他称を使うことが一般的である。

注2： 中国教育部が公布した2006年入試募集要項には「少数民族の子弟に対して無条件で加える点数は20点以内と設定し、各省・自治区・直轄市の教育局は状況に応じてその枠内で優遇点数を定める」という規定がある。

注3： 少数民族は人口1000万人以上の民族を除き一人っ子政策の対象外とされ、二児または三児を出産してもよいとされている。また、辺境や自然環境の劣悪な地域に居住する少数民族、人口の特に少ない少数民族は三児以上出産することが許され、さらにチベット族の農牧民にいたっては出産制限を設けないこととした（中国研究所：367）。また、多くの少数民族の伝統的な遺体処理の習慣は基本的にそのまま尊重されている。

注4： 2005年に行われた1%の人口サンプル調査によると、中国の15歳以上の文盲（非識字者または殆ど識字できない者）の割合は11.04%（1508706/13664737）である（中華人民共和国国家統計局2006：114）。また、『人民網日本語版』は2006年10月17日付で次のような記事を掲載している。国家統計局はこのほど、青海省西寧市で開かれた「2006年度西部非識字者一掃作業報告会」で、中国の非識字者に関するデータを発表した。中国の15歳以上の非識字人口は1億1380万人、うち女性が8383万人で7割を占める。

参 考 文 献

- Fei, Xiaotong 1992 “The Study of Man in China: Personal Experience”, in Chie Nakane & Chien Chiao (eds.), *Home Bound: Studies in East Asian Society*, pp.9-20, The Centre for East Asia Cultural Studies.
- Fitzgerald, Charles. P.1941 *The Tower of Five Glories : A Study of Tali, Yunnan*, London : Cresset.
- Hsu, Francis L. K. (許煥光) 1948 *Under the Ancestors Shadow: Kinship, Personality & Social Mobility in China*. Stanford University Press.
- Guldin, Gregory Eliyu 1994 *The Saga of Anthropology in China: From Malinowski to Moscow to Mao*. M.E. Sharpe, Inc.
- Suenari, Michio 1992 “Anthropology of One’s Own Society”, in Chie Nakane & Chien Chiao (eds.), *Home Bound: Studies in East Asian Society*, pp.59-80. The Centre for East Asia Cultural Studies.
- 井口淳子 1999 『中国北方農村の口承文化：語り物の書・テキスト・パフォーマンス』 東京：風響社。
- 王延中 1996 「中国城郷経済組織と城郷関係研究」、潘乃谷・馬戎主編 『社区研究与社会发展』1185-1281頁、天津人民出版社。

- 岡田英弘 1983 「東アジア大陸における民族」、橋本萬太郎編『民族の世界史 5：漢民族と中国社会』47-110 頁、東京：山川出版社。
- 加地伸行 1995 『儒教とは何か』、東京：中央公論社、中公新書。
- 小島麗逸 1997 『現代中国の経済』、東京：岩波書店、岩波新書。
- 舟蓮村 1988 「談農民的不平等」『社会』9期：10-13 頁、上海大學文學院。
- 秦兆雄 1995 「農村から都市への遠い道」、曾士才・西澤治彦・瀬川昌久編『アジア読本・中国』88-95 頁、東京：河出書房新社。
- 1998 「中国の都市農村二元構造論再考」『神戸外大論叢』第49巻4号：41-63 頁、神戸市外国語大学研究会。
- 2000 『南街現象』に関する一考察『日中社会学』8：145-168 頁、日中社会学研究会。
- 2005 『中国湖北農村の宗族・家族・婚姻』、東京：風響社。
- 2006 「中国人類学の独自性と可能性」、竹沢尚一郎編『世界の人類学』国立民族学博物館研究報告書 31-1：117-153 頁、大阪：国立民族学博物館。
- 中華人民共和国国家統計局編 2006 『中国統計年鑑』、北京：中国統計出版社。
- 中国研究所編 2006 『中国年鑑2006』、東京：創土社。
- 張玉林 1997 「国家と農民の関係からみた現代中国の戸籍制度」『中国研究月報』594：13-24 頁、東京：中国研究所。
- 陳桂棣・春桃（納村公子・相田雅美訳）2005 『中国農民調査』、東京：文藝春秋。
- 段偉菊 2004 「大樹底下同乗涼：『祖蔭下』重訪と西鎮人族群認同的変遷」『広西民族学院学报（哲学社会科学版）』(1)：39-45 頁。
- 21世紀中国総研編 2006 『中国情報ハンドブック』、東京：蒼蒼社。
- 聶莉莉 1994 「中国農民社会における儒教の影響の実態——東北地方の実地調査に基づいて」『国立民族学博物館研究報告』19(1)：61-94 頁、大阪：国立民族学博物館。
- 仁井田陸 1952 『中国の農村家族』、東京大学出版会。
- 費孝通 1948 「論師儒」費孝通・吳晗他『皇権と紳権』23-38 頁、学風出版社。
- 前田比呂子 1993 「中華人民共和国における『戸口』管理制度と人口移動」、『アジア経済』第34(2)：22-41 頁、東京：アジア経済研究所。
- 毛里和子 1984 「中国都市部の雇用問題」、高木誠一郎・石井明編『中国の政治と国際関係』257-280 頁、東京大学出版会。
- 李迎生 1993 「我国城郷二元社会格局的動態考察」『中国社会科学』2：113-126 頁、中国社会科学雑誌社。
- リーチ、E.（長島信弘訳）1985 『社会人類学案内』、東京：岩波書店（Leach, Edmund 1982 *Social Anthropology*. New York: Oxford University Press.）。
- 劉正愛 2006 『民族生成の歴史人類学——満洲・旗人・満族』、東京：風響社。
- 若林敬子 1996 『現代中国の人口問題と社会変動』、東京：新曜社。



●座長（瀬川）— ありがとうございます。

ただいまの秦先生のご報告は、「少数民族研究からみる南部中国社会」というタイトルのセッション